

農業用廃プラスチックの収集について

【内 容】 農業経営に利用したビニール等の廃プラスチックの処理は産業廃棄物として処理しなければなりません。村では、それらを適正に処理し、集約することで費用を抑えるとともに、その費用の一部を支援します。

【実 施 日】 一般農家・JA利用農家
8月15日(火)/8月16日(水) 8時30分～12時 13時～15時 JA集出荷場
11月6日(月)/11月7日(火) 8時30分～12時 13時～16時 JA集出荷場
花卉農協利用農家
11月7日(火) 8時30分～12時 13時～15時 JA出荷場

区分	廃プラスチック類	塩化ビニール、グラスファイバー等
一般農家	64円/kg	87円/kg
JA・花卉農協利用農家	33円/kg	44円/kg

※ JA利用農家の要件については、JA国頭支店で確認してください。
※ 国頭村・JAおきなわ・花卉農協では、それぞれ、処分料金の1/3の助成しています。(上記は助成後の農家負担額になります)



つづら折り、又は丸める



風呂敷包み梱包禁止

朝市開催

地産地消を目的に新鮮な農林水産物等を生産者から直接購入できる朝市を開催します。この機会に国頭村産農林水産物をお召し上がりください。

【実 施 日】 毎月第3日曜日 午前7時～午前10時

【実 施 場 所】 国頭村観光物産センター
(他村内の別の場所に変更することもあります。)

【出 店 条 件】 国頭村に住所又は事務所がある個人事業主及び法人

- ①農林水産物生産者
- ②国頭村産物を活用した料理等を提供する飲食店
- ③加工及び工芸事業者等
- ④体験・ワークショップ

※村外事業者については、申込状況等事務局で勘案し、出店を認める。

【出 店 申 込】 出店予定月の5日までに、農林水産課に申し込みください。
(5日が土日祝日の際は、翌営業日まで)

新規就農相談

新規就農相談を随時受け付けています。認定新規就農者に認定されると、農業開始時の資金や機械導入事業の支援。運転資金等の低金利の融資など様々な支援事業が受けられます。認定には諸条件がありますので、新たに農業経営を開始したい方は、ご相談ください。

農林水産物条件不利性解消事業

農林水産物の県外出荷が他県に比べ費用がかかるため、他県と沖縄県の送料の差額の一部を支援します。

【申 込 期 限】 令和5年度事業分受付終了
令和6年度事業について令和5年11月末までに事前に調整すること

【割 引 目 安】 野菜・果物 37円/kg 花き 33円/kg 鮮魚 50円/kg
畜産物 5円/kg

【対 象 者】 生産計画書、遂行状況報告等の提出が必要になります。

国頭村有害鳥獣対策施設等補助事業

【内 容】 鳥獣被害防止のため、カラスの追い払い機や電気柵の施設、設備の導入にかかる経費の一部を補助します。

【補 助 率】 50% (認定農業者 60%) 上限 補助額30万円

【申 込 期 限】 随時募集

【要 件】 農業申告の有無や被害状況など諸要件があります。

農道・農地の管理の協力について

農道・農地の維持管理について、下記の内容について、協力をお願いします。

- ① 道路や隣接する農地に支障がないよう除草作業をお願いします。
- ② 車両等の通行に支障が出ないよう農作物の農地外へのはみ出し等に対する対策を行いましょ。
- ③ 水路の土砂撤去のための作業スペースの確保にご協力ください。



農業委員会から農地(採草放牧地)利用についてのお願い

農地(採草放牧地)の権利移動(相続等含む)又は賃貸借等で利用する場合は農業委員会の許可が必要となります。

許可を得ずに耕作してしまうと以下のような不利益が生じる可能性があります。

1. 農業委員会の証明書(耕作証明書など)が発行できなくなってしまう。
2. 農畜産業に係る補助事業等の支援を受けることができなくなってしまう。

以上の事が考えられますので、農地(採草放牧地)のご利用の際には農業委員会へご相談のうえ、手続を行っていただきますようお願い致します。